

柏原市3階建住宅等における直結直圧式給水に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市水道事業給水条例施行規定第9条第1号ただし書きの「管理者が必要ないと認めるもの」として、3階建住宅等における直結直圧式給水に関する必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 給水区域内で、次の次号に掲げる条件を満たすこと。

- (1) 接続する配水支管での最小動水圧は0.25メガパスカル以上
- (2) メーター口径は直径20ミリメートル以上
- (3) 給水装置内における最小動水圧は、0.15メガパスカル以上
- (4) 給水栓の設置高は、配水支管布設道路面から8メートル以下(図第1)
- (5) 3階部分の給水用具は、直径20ミリメートル以上の管に接続(図第1)
- (6) 大便器(トイレ)はタンク式
- (7) 4階建て以上の建物で4階以上に給水用具を設置しないこと。
- (8) 受水槽式との併用はしないこと。
- (9) 水道メーターボックス内に、流量調整型逆止弁付伸縮止水栓を設置すること。
- (10) 柏原市水道事業給水条例、同施行規定及び柏原市開発指導要綱を遵守すること。

(事務手続き)

第3条 3階建住宅等における直結直圧式給水を行う場合は、次の各号の手続きを行わなければならない。

- (1) 3階建住宅等直結直圧式給水事前協議書(様式第1)の提出
- (2) 3階建住宅等直結直圧式給水事前協議書回答書(様式第2)の受領
- (3) 給水装置工事の申込時、3階建住宅等直結直圧式給水申請書(様式第3)及び誓約書(様式第4-1若しくは様式第4-2)の提出

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。